

(表)

様式 1

法人県民税減免(変更)申請書

法人整理番号

年 月 日	所在地	(〒 -) (電話 - -)
	フリガナ 名 称
福島県 地方振興局長	代 表 者	(〒 -) (電話 - -)
	住 所 氏 名	

福島県税条例附則第7条の4の2及び第7条の4の3の規定により、下記のとおり減免してください。

事業年度	年 月 日から		年 月 日まで		
	課税標準額	税 額	減免申請額	差引税額(-)	既に納付した額
法人税割	円	円	円	円	円
均 等 割		円	円	円	円
東日本大震災により受けた損失の額	損 失 の 種 類		特別損失	繰延資産	合計(+)
	震災により生じた損失	資産の滅失等により生じた損失の額	前期で 今期 計
		被災資産の原状回復のための費用の額	前期で 今期 計
		その他震災に関連する費用の額	前期で 今期 計
		合 計 (+ +)	前期で 今期 計
	に補填された保険金又は損害賠償金等の額		前期で 今期 計
	差引損失の額 (-)		前期で 今期 計
総資産の額		損失の割合(/)		%	
添 付 書 類	減免を申請する事業年度の損益計算書 平成23年3月11日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表 (平成23年3月11日の属する事業年度に新設された法人にあっては、設立時における貸借対照表) 減免を申請する事業年度の貸借対照表 (特別損失相当額を繰延資産として整理している場合に限る) その他必要と認める書類				

(記載要領)

- 1 「課税標準額」欄、「税額」欄には、福島県に係る額を記載してください。
- 2 「減免申請額」欄には、次の額を記載してください。
法人税割
税率5.8%が適用される法人は「 $\text{ } - \underline{\hspace{1cm}} \times 4.8/100$ 」により計算した金額、税率5.0%が適用される法人は「 $\text{ } - \underline{\hspace{1cm}} \times 4.0/100$ 」により計算した金額(下線部分の計算で100円未満切捨て)
均等割
税額の全額
- 3 「東日本大震災により受けた損失の額」欄は、申請する事業年度に係る損失額を「今期」欄へ、平成23年3月1日から平成26年3月10日までに終了する各事業年度のうち申請する事業年度の前事業年度までの合計額を「前期まで」欄へ、これらの合計額を「計」欄へ記入してください。
- 4 「特別損失」欄には、損益計算書に計上されている特別損失に属する損失のうち、東日本大震災により受けた損失の金額を記載してください。
- 5 「繰延資産」欄には、東日本大震災により受けた損失を繰延資産として貸借対照表に計上しているときは、その金額を記載してください。
ただし、減免を申請する事業年度の前事業年度までの分は、減免を申請する事業年度の特別損失又は繰延資産に計上されることから、二重に合計しないために、「前期まで」欄には記載しないでください。
- 6 「 $\text{ } - \underline{\hspace{1cm}}$ に補填された保険金又は損害賠償金等の額」欄には、東日本大震災による損失に係る保険金、損害賠償金、補助金(建物の解体・撤去に係る補助金等)等を記入してください。
なお、当該額が損益計算書で特別利益等として計上されている場合も、東日本大震災により生じた損失に係るものは記入してください。
- 7 「総資産の額」欄には、平成23年3月11日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額を記載してください。
なお、平成23年3月11日の属する事業年度に新設された法人にあっては、設立時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額を記載してください。
- 8 「損失の割合(/)」欄は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記入してください。
- 9 当該減免申請書には、次の書類を添付してください。
減免を申請する事業年度の損益計算書
損益計算書で震災に係る特別損失及び損失に補填される保険金、損害賠償金等の額が確認できない場合は、これらの額が確認できる書類
平成23年3月11日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表
(平成23年3月11日の属する事業年度に新設された法人にあっては、設立時における貸借対照表)
資産の計上内容に変更がない場合は、2回目以降の申請には不要です。
減免を申請する事業年度の貸借対照表
(特別損失相当額を繰延資産として整理している場合に限る)
貸借対照表で震災に係る繰延資産の額が確認できない場合は、当該額が確認できる書類
その他必要と認める書類

留意事項

申請期限は、確定申告の申告期限です(当該期限が経過しているものは平成24年2月17日)。
確定申告書は、減免前の税額により作成してください。
減免に該当すると見込まれる場合であっても、確定申告に基づく税額の納付は申告額全額(減免前の税額)により行ってください。
減免を受けた後において、損失の額が減少したことなどにより減免の要件を満たさないこととなった場合は、当初の時点に遡って減免を取り消すこととなります。